

「第313回判例・事例研究会」

民事訴訟における違法収集証拠の証拠能力について

日 時	令和元年10月2日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 中村 駿

【判例】

事件の表示	東京高等裁判所平成28年5月19日判決
事案の概要	<p>学校法人であるYが運営する大学の事務職員であるXが、上司からパワー・ハラスメント及びセクシャル・ハラスメントを受けたとして、同大学のハラスメント防止委員会に対し、申立てを行った。</p> <p>その後、同大学内のハラスメント防止委員会により、Xの申立てについて審議が行われた。Xは、審議の際、同委員会の委員が、Xを侮辱しかつ名誉を棄損する発言を行い、同委員の当該発言によって、Xの人格権が侵害されたと主張して、Yに対し、同委員会の委員の不法行為にかかわる使用者責任に基づく損害賠償を求め、訴えを提起した。</p> <p>同訴訟において、Xは、差出人が不明の第三者から送付を受けた、同委員の発言等が録音された音声を証拠として提出した。</p> <p>原審は、当該音声について、非公開である同委員会の審議内容を何者かが無断で録音したものであって、不法に収集された証拠であり、訴訟上の信義則に反し、証拠能力を認めない旨判断した。また、Xの主張には理由はないとして、請求を全部棄却したため、Xが控訴した。</p>
論 点	Xが提出した音声は違法収集証拠に該当し、証拠排除されるか。

<p style="text-align: center;">判 旨</p>	<p>1、一般論</p> <p>民事訴訟法は、自由心証主義を採用し（247条）、一般的に証拠能力を制限する規定を設けていないことからすれば、違法収集証拠であっても、それだけで直ちに証拠能力が否定されることはないというべきである。</p> <p>しかしながら、いかなる違法収集証拠もその証拠能力を否定されることはないとする、私人による違法行為を助長し、法秩序の維持を目的とする裁判制度の趣旨に悖る結果ともなりかねないのであり、民事訴訟における公正性の要請、当事者の信義誠実義務に照らすと、<u>当該証拠の収集の方法及び態様（①）、違法な証拠収集によって侵害される権利利益の要保護性（②）、当該証拠の訴訟における証拠としての重要性等の諸般の事情を総合考慮し（③）</u>、当該証拠を採用することが訴訟上の信義則（民事訴訟法2条）に反するといえる場合には、例外として、当該違法収集証拠の証拠能力が否定されると解するのが相当である。</p> <p>2、本件における音声の証拠能力</p> <p>（1）本件録音体は、非公開の手續であり、録音をしない運用がされている委員会の審議の内容を無断で録音したものであり…また、差出人不明者から本件録音体が送付されたというのも、いかにも唐突で不自然である。以上の点に鑑みると、Xが本件録音体を取得した経緯に関するXの供述はにわかに採用することができない。…本件録音体の無断録音についてもXの関与が疑われるところである。</p> <p>（2）次に、委員会は、ハラスメントの調査及びそれに基づくハラスメント認定という職務を担い、その際にハラスメントに関係する者のセンシティブな情報や事実関係を扱うものであるところ、このような職務を行う委員会の認定判断の客観性、信頼性を確保するには、審議において自由に発言し、討議できることが保障されている必要がある一方、その扱う事項や情報等の点において、ハラスメントの申立人及び被申立人並びに関係者のプライバシーや人格権の保護も重要課題の一つであり、そのためには各委員の守秘義務、審議の秘密は欠くことのできないものというべきである。</p> <p>委員会が、その審議を非公開で行い、録音しない運用とし…各委員の守秘義務を定めているのも、かかる趣旨によるものと解される。そうすると、委員会における審議の秘密は、委員会制度の根幹に関わるものであり、秘匿されるべき必要性が特に高いものといわなければならない。</p> <p>（3）他方、委員会の審議の結果は、ハラスメント申立てに対する回答としてその申立人に伝えられ、委員会は審議の結果に対して責任を持つものであり、審議中の具体的討議の内容はその過程にすぎないものであるから、結論に至る過</p>
---	--

程の議論にすぎない本件録音体の内容は…その証拠としての価値は乏しいものである。

Xは、Yの委員会の委員が…発言したことを裏付ける直接証拠として本件録音体を提出するところ、本件録音体が平成21年7月7日に行われた委員会の審議を録音したものであることについては…にわかに認めることはできず、他にこれを認め得る的確な証拠はないから、その証拠価値を認めることができないものである。

(4) 以上によれば、委員会の審議内容の秘密は、委員会制度の根幹に関わるものであって、特に保護の必要性の高いものであり、委員会の審議を無断録音することの違法性の程度は極めて高いものといえること、本件事案においては、本件録音体の証拠価値は乏しいものといえることに鑑みると、本件録音体の取得自体にXが関与している場合は言うまでもなく、また、関与していない場合であっても、Xが本件録音体を証拠として提出することは、訴訟法上の信義則に反し許されないというべきであり、証拠から排除するのが相当である。

以上